

就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（事業計画）の策定について

【都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例第12条・13条（要旨）】

- 都は、就労の支援に係る施策等に関する**事業の計画（事業計画）**を策定
- 都は、事業計画及び事業計画に基づく施策に係る**実施状況を公表**
- 都は、事業計画に基づく施策に係る**実施状況の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映**するよう努める

「事業計画」の策定方針

- 都の就労支援施策とその実施状況を都民に分かりやすく示すとともに、社会経済情勢や雇用労働情勢に的確に対応する施策を機動的に展開していくため、「事業計画」は、**当該年度に重点的に取り組む就労支援施策をとりまとめた計画**とする。
- 「事業計画」の策定等に当たっては、庁内関係局との連携を図るとともに、学識経験者、経営者団体、労働者団体、国（東京労働局）などから幅広く意見を聴取し、施策に反映していく。（「**事業計画に係る検討・検証会議**」を設置）

<「事業計画」の策定スケジュール>

